

2020年3月10日

愛知県内各市町村
国民健康保険主管課長様

愛知県社会保険推進協議会
会長 森谷 光夫
(名古屋市熱田区沢下町9-7
電話 052-889-6921)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 資格証明書を交付されている被保険者に短期保険証を交付すること等を求める要請書

日ごろからの貴職のご尽力に敬意を表します。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に対するご尽力にもあわせて敬意を表します。

2月28日、厚労省通達「新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについて」(保国発0228第1号、保医発0228第3号)が発出され、「資格証明書を交付されている国民健康保険の被保険者については、(中略)保険料を納付することができないと認められる事情があると考えられることから、(中略)短期の被保険者証の交付対象となり得るところである」との見解に基づき、感染拡大防止のためにも「資格証明書を被保険者証としてみなして取り扱うこと」などが示されました。

この通知が必要な該当者に伝わらなければ、受診抑制による感染拡大も引きおこしかねません。そして何よりも、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるもとで、病院に行くことができない人を発生させないことが重要です。

地域住民のいのちと健康を守る貴職の役割は、極めて重要と認識しますが、感染拡大を防止する観点からも早急に以下の対策をとるよう要請します。

記

1. 貴自治体管内に国民健康保険の資格証明書を交付されている被保険者がいる場合、その被保険者に対し、直ちに短期保険証を交付してください。
さらに交付に際しては、行政から取り扱いについて直接説明し手渡しで届けるなど、確実に届くよう手段を講じてください。
2. 貴自治体管内に国民健康保険の被保険者証が未交付・留め置き状態にある被保険者がいる場合、被保険者証を速やかに手渡しで届けてください。
3. 2月28日付上記厚生労働省通達の内容を、医療機関等に周知し徹底してください。
4. 経済的事由で受診を控えることがないよう、国保法44条による一部負担金の減免を行うことと合わせ、国に対し緊急に財政措置を講じるよう求めてください。

以上